

Q.

フィリピンで事業を始めるために現地法人を設立することを検討しています。会社設立における外資規制や手続きの流れ等について教えてください。

A.

現地での会社設立について、業種や条件によっては100%外資で設立することが可能ですが、外資規制（ネガティブリスト）の対象となる業種では、定められた資本比率に応じたフィリピン資本を入れる必要があります。

解説

1. 外資規制

第12次外国投資ネガティブリスト（2022年7月発行）により外資出資比率が100%禁止、25%・30%・40%以下に制限される業種が指定されています。ネガティブリストの規制業種に該当しなければ、原則、外国資本100%での設立が可能となります。

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)